

消費生活センターからの お知らせ

平成 24 年
9 月 14 日発行
No. 1

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

消費生活センターからののお知らせは、3か月に1回発行しています。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい詐欺トラブルなどについての情報を皆さまにお伝えしていきたいと思ひます。

こんな相談がありました！

～注文していないのに
健康食品が送られてきた！～



相談員からのアドバイス

- 商品が届いても注文の確認ができないものは安易に受け取らないようにしましょう。
- 代金引換で送付された場合は支払う前に注文の有無を確認しましょう。また、一方的な送りつけは代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。
- 電話で一方的に「商品を送る」と言われても、身に覚えがなく必要なければきっぱりと断りましょう。困ったときは消費生活センターにすぐにご相談ください。

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。突然の電話に「注文した覚えはない」と答えたが「間違いなく注文を受けている。忘れたのか。代金は2万円。払わないと訴える！」と脅された。

「経済的ゆとりがないのでこんなに高い健康食品を注文するはずがない。送られてきたらどうしたらいいか」といった相談が寄せられました。

注文をしていない消費者に、あたかも過去に注文したように装って電話をし、商品を送りつけ、代金を支払わせる事を狙った新手の手口と考えられますので注意してください。

借金でお困りではありませんか？ 誰にも言えずにひとりで悩んでいませんか？



消費生活センターでは借金に関して、毎週水曜日に相談者、消費生活相談員、弁護士または司法書士による三者面談を実施しています。

ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

電話 0258 (32) 0022
場所 ながおか市民センター2階

一緒に解決
しましょう！

※多重債務無料相談日は市政だよりに掲載しています。

発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

電話 0258 (32) 0022 FAX 0258 (39) 5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00

